

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令(厚生労働二二)

### 〔告 示〕

- 銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件(金融庁四)
- 除籍が滅失した件(法務四六、四八)
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件(同四九、五〇)
- 日本国に帰化を許可する件(同五一)
- 刑を言い渡された者の移送に関する条約へのインドの加入に関する件(外務二七)
- 食糧援助に関する日本国政府とネパール政府との間の書簡の交換に関する件(同二八)
- タジキスタン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とタジキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同二九)

○農業災害補償法第二百十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の收穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件の一部を改正する件  
(農林水産三〇三)

○農業災害補償法の規定に基づき、平成三十一年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十二年産のなつみかん及びびかんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く)の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件  
(同三〇四)

○農業災害補償法の規定に基づき、平成三十年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成三十一年産のなつみかん及びびかんきつ類の果樹(うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く)の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件(同三〇五)

○保安林の指定をする件  
(同三〇六、三〇七)

○保安林の指定施業要件を変更する件  
(同三〇八)

○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件(国土交通一三三)

○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件(観光庁五)

○道路に関する件  
(東北地方整備局一六、一七)

○道路に関する件  
(関東地方整備局二四、二六)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件  
(東京都公安委三七)

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三条の規定に基づき暴力団を指定する件  
(福岡県公安委二〇)

### 〔国会事項〕

### 〔人事異動〕

内閣 内閣府 宮内庁 法務省

### 〔叙位・叙勲〕

### 〔公 告〕

### 諸事項

### 官庁

財団、司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者営業保証金取戻し、隊員の懲戒処分に係る被疑事実通知書等関係

裁判所  
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係  
会社その他

省 令

○厚生労働省令第十二号  
前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三十二号）第十七条及び第二十五条の三第一項第二号の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年二月五日  
厚生労働大臣 加藤 勝信  
高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部を改正する省令

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第四百十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条第一項及び第二項、第九十六条並びに第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のうち療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金及び法第百七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に係るものの額として次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p>	<p>第三十三条 算定政令第十七条の厚生労働省令で定めるところにより算定する基金事業対象収入額は、各後期高齢者医療広域連合につき、当該特定期間における実績保険料収納額（法第百十六条第二項第二号に規定する実績保険料収納額をいう。）、法第九十三条、第九十六条及び第九十八条の規定による負担金の額の合計額、法第九十五条の規定による調整交付金の額の合計額、法第九十九条第一項及び第二項の規定による繰入金の額の合計額、法第百条の規定による後期高齢者交付金の額の合計額、法第百七条第一項の規定による交付金の額の合計額、法第百二条及び第百三条の規定による補助金の額の合計額その他の後期高齢者医療に要する費用のうち療養の給付等に要した費用の額をいう。以下同じ。）、財政安定化基金拠出金及び法第百七条第二項の規定による拠出金の納付に要した費用の額並びに基金事業借入金償還に要した費用の額に係るものの額として次の各号に掲げる額の合計額とする。</p> <p>一・二（略）</p>

告 示

（減算対象保険者の基準）  
第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における調整後特定健康診査実施率に同年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の七十四以上であることとする。

2・3（略）

（減算対象保険者の基準）  
第四十条の三 算定政令第二十五条の三第一項第二号に規定する特定健康診査等の実施状況が十分なものとして厚生労働省令で定める基準は、当該年度の前年度における調整後特定健康診査実施率に同年度における調整後特定保健指導実施率を乗じて得た数が百分の六十九以上であることとする。

2・3（略）

附則  
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第三十三条の改正規定は、公布の日から施行する。

○金融庁告示第四号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

- 一 平成三十年二月五日  
銀行代理業者名 前田 典子  
主たる営業所又は事務所の所在地 島根県松江市春日町五百八十二番地六  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 平成二十九年五月三十一日  
銀行代理業者名 下関市  
主たる営業所又は事務所の所在地 山口県下関市南部町一番一号  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 平成二十九年五月三十一日  
銀行代理業者名 齋藤さ江子  
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県酒田市升田字野向二十二番地  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 平成二十九年六月一日  
銀行代理業者名 鈴木 千歳  
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県山形市大野目二丁目二番六十四号  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 平成二十九年六月一日  
銀行代理業者名 後藤 定子  
主たる営業所又は事務所の所在地 山形県天童市大字田麦野七百四十六番地  
許可年月日 平成十九年十月一日  
所属銀行の商号 株式会社ゆうちょ銀行  
失効年月日 平成二十九年六月一日